

来年4月から 要支援1・2の方の介護予防サービスが変わります

地域包括支援課地域包括支援係 ☎ 0824-73-1279

介護保険制度の改正により、要支援1・2の方を対象とした介護予防サービスのうち、「訪問介護（ホームヘルプサービス）」と「通所介護（デイサービス）」の二つのサービスが、平成29年度から「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」へ移行します。

ここが変わります！

■新しい総合事業の「訪問介護」、「通所介護」は従来のサービスに加え、サービス内容と利用者負担を抑えた庄原市独自のサービスを利用できるようになります。

■新しい総合事業の「訪問介護」と「通所介護」のみを利用する場合は、要介護（要支援）認定の手続きをしなくても、基本チェックリスト（生活機能に関する質問表）による判定で利用できます。

■要支援1・2の方の「訪問介護」、「通所介護」以外のサービス（訪問看護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与などのサービス）に変更はなく、これまで通り利用できますが、要介護（要支援）認定が必要です。

■現在、要支援1・2で介護予防サービスを利用している方は、要支援認定の有効期間の満了までは継続してサービスを利用できます。更新後、「訪問介護」と「通所介護」は、順次「新しい総合事業」に移行します。

新しい総合事業の詳細な内容については、今後も広報しようばらなどでお知らせしていきます。

要支援1・2の方が利用しているサービス（現行の介護予防サービス）

訪問介護（ホームヘルプサービス）
通所介護（デイサービス）

左記以外のサービス

平成29年4月1日から順次移行

利用できるサービスは同じです

新しい総合事業

対象者：要支援1・2の方および基本チェックリストによって要支援者に相当する状態にあると判断された65歳以上の方

| | 現行の介護予防サービスに相当するサービス | 庄原市独自のサービス |
|---------|------------------------|----------------------------|
| 訪問型サービス | ・身体介護 ・生活援助 | ・生活援助 |
| 通所型サービス | ・日常生活の自立支援 ・機能訓練 など | ・日常生活の自立支援 ・レクリエーション など |

介護予防サービス

これまで同様、介護認定が必要

対象者：要支援1・2の利用者

| 利用できるサービス | |
|-----------|--|
| | ・訪問看護 ・福祉用具貸与 ・通所リハビリ ・住宅改修 ・短期入所生活介護（ショートステイ） など |

要支援1・2の方の新しい総合事業への移行スケジュール（例）

| | | | |
|---------------------|---------|---------|---------|
| 認定有効期間が平成29年3月末までの方 | 現行のサービス | 平成29年4月 | 新しい総合事業 |
| 認定有効期間が平成29年6月末までの方 | 現行のサービス | 平成29年7月 | 新しい総合事業 |
| 認定有効期間が平成30年3月末までの方 | 現行のサービス | 平成30年4月 | 新しい総合事業 |